

長 建 産 発 第 2 3 号
令 和 2 年 6 月 1 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）
に伴う工事及び業務の対応について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月21日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことを踏まえ、地方公共団体及び国土交通省における工事等の対応について、別添内容のとおり事務連絡を行ったことについて、全国建産連を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課長より情報提供がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

また、感染拡大防止対策の徹底については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドラインも参考に適切な対応をお願いする旨、周知依頼がまいっておりますので併せてお知らせ申し上げます。